

第7期  
岐阜県保健医療計画 骨子(案)  
【平成 30 年度～平成 35 年度】

岐阜県健康福祉部



# 目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の考え方.....	1
第2部 医療圏と基準病床数等.....	2
第1章 医療圏と基準病床数等.....	2
第1節 医療圏及び構想区域の設定.....	2
第2節 基準病床数の設定.....	4
第3部 保健医療施策の推進.....	4
第1章 医療提供体制の構築.....	4
第1節 がん医療対策.....	4
第2節 脳卒中对策.....	4
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策.....	4
第4節 糖尿病対策.....	4
第5節 精神疾患対策.....	4
第6節 救急医療対策.....	4
第7節 災害医療対策.....	4
第8節 へき地医療対策.....	4
第9節 周産期医療対策.....	4
第10節 小児医療対策（小児救急医療対策を含む）.....	4
第11節 在宅医療対策.....	4
第12節 その他の疾病等に対する対策.....	4
第2章 医療・福祉の連携.....	4
第1節 母子保健対策.....	4
第2節 障がい児（者）医療対策.....	4
第3節 高齢化に伴う疾病等への対策.....	4
第3章 保健医療従事者の確保・養成.....	4
第1節 医師.....	4
第2節 歯科医師.....	4
第3節 薬剤師.....	4
第4節 看護職員.....	4
第5節 その他の保健医療従事者.....	4
第4章 医療の安全の確保.....	4
第1節 医療安全対策.....	4
第2節 医薬品等の安全対策.....	4

## 第1章 計画の考え方

### 1 計画の考え方

- ・岐阜県保健医療計画は、医療法第30条の4の規定に基づき、国の定める「医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号）」に則し、かつ地域の実情に応じた定める医療提供体制の確保を図るための計画。
- ・がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の5疾病（以下「5疾病」という。）、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業（以下「5事業」という。）及び居宅等における医療（以下「在宅医療」という。）のそれぞれについて、医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、医療連携体制構築のための施策等を示す。
- ・また、地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域医療構想が導入されており、本県では平成28年7月に策定しているところ。
- ・地域医療構想における将来の医療需要に基づいた医療提供体制の方向性も踏まえながら、患者本位の、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築する。
- ・なお、保健医療計画においては、他の法律の規定による計画であって医療の確保に関する事項を定めるものとの調和が保たれるようにするとともに、岐阜県高齢者安心計画（岐阜県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）との整合性を確保する。

### 2 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

### 3 基本理念（案）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域で支えるための医療・福祉の連携を進めるとともに、地域医療構想の実現により、将来にわたる効率的で質の高い医療提供体制の構築を行うことを念頭に、第7期保健医療計画の基本理念を以下のとおりとする。

県民が可能な限り長く元気で豊かな生活を送ることができるよう、医療・福祉の連携の下、急性期から在宅に至るまで切れ目なく保健医療サービスが提供できる体制を確立する。

### 4 基本施策（案）

5疾病5事業等、個別の対策に共通して取り組むべき基本的な施策は、以下のとおりとする。

- 1 社会構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築
- 2 医療・福祉の連携の推進
- 3 保健医療従事者の確保、資質の向上
- 4 医療の適正な利用や知識の普及に向けた県民への啓発の推進

## 第1章 医療圏と基準病床数等

## 第1節 医療圏及び構想区域の設定

## 1 医療圏の設定

県民が等しく医療サービスを受けることができる医療提供体制を確立するため、次のとおり医療圏を設定する。

## (1) 一次医療圏（市町村）

身近な医療の実施単位として、住民が日常生活の中で診療を受ける圏域。市町村の区域を単位とする。

## (2) 二次医療圏（5圏域）

入院医療を主体とした医療活動が概ね完結する圏域。岐阜県では、下記の5圏域を単位とする。

## (3) 三次医療圏（県全域）

先進的な技術や特殊な医療、専門性の高い救急医療などを提供する圏域。県全域を単位とする。

## 二次医療圏の人口、面積、区域

圏域名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	区域
岐 阜	799,766	993.28	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西 濃	372,399	1,432.94	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中 濃	373,712	2,454.26	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東 濃	336,954	1,562.82	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛 騨	149,072	4,177.99	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
県 計	2,031,903	10,621.29	

人口：国勢調査（平成27年10月1日現在）

面積：国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」

## 二次医療圏区域図



## 2 構想区域の設定

地域医療構想において、病床の機能の分化及び連携を推進するための基準となる区域として定める構想区域（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号）については、二次医療圏と同一とする。

